

令和2年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の臨時特例免除申請ができます。(令和2年7月～令和3年6月)

令和2年2月以降に収入が減少した場合は、令和2年度(令和2年7月～令和3年6月)においても申請ができます。

対象者

以下、いずれも該当する方が対象になります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
2. 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額(※1)が、国民年金保険料免除基準相当(※2)(※3)になることが見込まれる方

- ※1 令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月)における所得額を12ヶ月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。
- ※2 当年中の所得見込額が一部免除基準相当に該当する場合は、それぞれの基準に相当する一部免除が適用になります。
- ※3 免除等の判定においては、世帯主および配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。

免除対象期間

令和元年度分として：令和2年2月分から令和2年6月分まで

令和2年度分として：令和2年7月分から令和3年6月分まで

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
※申請書⑫特定認定区分欄「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入します。
2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))
手続きの方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)に掲載しています。

ねんきん定期便が届いたら、内容を確認しましょう

日本年金機構では、年金制度への理解を深めていただくことを目的に、毎年誕生日月に、ご自身の年金記録を記載した「ねんきん定期便」をお送りしています。

ねんきん定期便には、被保険者の公的年金の加入期間や保険料納付額、年金の見込み額等の情報が記載されていますので、お手元に届いた際は記載内容をしっかりと確認しましょう。